

株 主 各 位

東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
代表取締役会長 重 田 康 光

第30回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

当社が、法令および当社定款第17条の規定に基づき、第30回定時株主総会招集ご通知の提供書面のうち、当社ウェブサイト (<http://www.hikari.co.jp/ir/account/>) に掲載することにより、当該提供書面から記載を省略した事項は、下記の通りでありますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 事業報告の以下の事項
 - ・「5. 会計監査人に関する事項」…………… 1
 - ・「6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」…………… 2
 - ・「7. 会社の支配に関する基本方針」…………… 5
 - ・「8. その他株式会社の状況に関する重要な事項」…………… 5
2. 連結計算書類の以下の事項
 - ・「連結注記表」…………… 6
3. 計算書類の以下の事項
 - ・「個別注記表」……………14

以上

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

179百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記(2)に記載の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行い、会計監査人の報酬の額について相当であると判断し、同意しております。

(3) 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

301百万円

- (注) 当社の子会社のうち、株式会社エフティグループなどは、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、国際財務報告基準（IFRS）に関するアドバイザリー業務に対する対価を支払っております。

(5) 責任限定契約に関する事項

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結いたしております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、監査受嘱者に悪意または重大な過失があった場合を除き、260百万円または監査受嘱者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、または受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に2を乗じて得た額のいずれか高い額としております。

(6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制の整備などについて、取締役会で決議した内容の概要は次のとおりであります。

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - a. コンプライアンス担当取締役を定め、コンプライアンス体制に係る規程を制定し、取締役および従業員が法令・定款・社内規程およびその他これに準ずる基本方針などを遵守した行動をとるための行動規範を定めるものとします。
 - b. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢・毅然とした態度で対応するものとし、当社が定める基本方針に則り、反社会的勢力との関係遮断に取り組むものとします。
 - c. 内部監査部門は、コンプライアンスの状況を監査し、これらの活動は定期的にコンプライアンス担当取締役もしくは代表取締役に報告するものとします。
 - d. 法令上疑義のある行為などについて従業員が直接情報提供を行う窓口を設置するものとします。
 - e. 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備および運用を行うものとします。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役は、その職務の執行に係る文書につき、当社が定める文書取扱規程に従い、適切に保管および管理するものとします。また、取締役および監査役は、必要に応じて随時当該文書の閲覧をすることができるものとします。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. 当社のリスク管理を定めた危機管理規程を制定し、リスクカテゴリーごとの担当部署および担当責任者を設置し、継続的に管理するものとします。
 - b. 内部監査部門が各部署のリスク管理の状況を監査し、コンプライアンス担当取締役もしくは代表取締役に報告するものとします。
 - c. リスクに関する情報は迅速かつ正確に関係部署に報告されるようにするものとします。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図るものとします。
 - イ. 職務権限・意思決定ルール策定および見直し
 - ロ. 取締役および事業部長を構成員とする経営会議の実施
 - ハ. 予算管理規程に基づく中長期計画の策定、事業部門ごとの業績目標と予算の設定、および月次・四半期業績管理の実施
 - ニ. 経営会議および取締役会による月次もしくは四半期ごとの業績のレビューと改善策の実施
- ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - a. 当社は、子会社における業務の適正を確保するため、子会社のセグメント別の事業ごとに、それぞれの責任を負う担当取締役または担当部署および担当責任者を設置して責任体制を明確化するとともに、取締役、関係部署および責任者が連携して、子会社における職務執行および事業状況、リスク事項などに係る情報共有を図り、子会社におけるコンプライアンス・法令遵守体制、リスク管理体制を構築するものとします。
 - b. 当社の内部監査部門は、子会社の業務全般に関する監査を実施し、検証および助言などを行うものとします。
 - c. 当社は、子会社の自主性および上場子会社の独立性を尊重しつつ、当社における承認事項および当社に対する報告事項などを明確にし、その執行状況をモニタリングするものとします。また、セグメント別の事業ごとに設置された担当取締役または担当部署および担当責任者を通じて、子会社の事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに、重要事項についての事前協議を行うものとします。
 - d. 当社は、当社グループ全体のリスク管理の方針を危機管理規程において定めるとともに、グループ全体のリスク管理を統括する部署を設置し、グループ各社におけるリスク管理について、総括的に監査を行い、管理するものとします。なお、当該リスク管理統括部署は、子会社におけるリスク管理状況に関する監査結果を、定期的にコンプライアンス担当取締役または代表取締役に報告するものとします。
 - e. 当社は、子会社の経営に重大な影響を与える事態を把握した場合には、コンプライアンス担当取締役または代表取締役を長とする対策委員会を設置し、外部専門家とも連携し、適時適切に対応することにより、子会社の損害の拡大の防止に努めるものとします。

- f. 当社は、子会社の機関設計および業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置付けなどを勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう、監督するものとします。
 - g. 当社は、子会社における意思決定について、子会社の取締役会規程、職務権限規程その他の各種規程に基づき、子会社における業務執行者の権限と責任を明らかにさせ、組織的かつ効率的な業務執行が行われるよう、必要に応じて指導を行うものとします。
 - h. 当社は、子会社の役員および従業員に対し、当社および子会社に共通して適用されるコンプライアンスに係る規程または方針を策定し、法令・定款・社内規程およびその他これに準ずる基本方針などを遵守した行動をとるための行動規範を浸透させるものとします。当社は、当社の内部監査部門を通じて、定期的子会社に対する内部監査を実施し、内部監査部門に、その結果をコンプライアンス担当取締役または代表取締役へ報告させることにより、子会社における法令・定款違反を未然に防止するとともに、発見された問題への対策を適時適切に講じるものとします。
- ⑥ 監査役補助人の設置ならびに監査補助人の独立性および監査役の監査役補助人への指示の実効性を確保するための体制
- a. 当社は、監査役から要請があった場合、必要な員数および求められる資質について監査役と協議の上、監査役の監査業務を補助する人員（以下「監査役補助人」といいます。）を配置するものとします。
 - b. 監査役補助人の任命・解任・人事異動・人事評価・懲戒処分に関しては、あらかじめ監査役会の同意を得て、取締役会にて決定するものとします。
 - c. 監査役補助人は、他の職務の兼任を妨げられないものとします。ただし、監査役から兼任する職務内容を変更するよう請求があった場合には、合理的な理由がない限り、当社は、当該監査役補助人の兼任職務内容を変更するものとします。なお、監査役補助人は、監査役の職務の補助業務に関しては、監査役の指揮命令下で業務を行い、監査役以外からの指揮命令は受けないものとします。
 - d. 取締役および従業員は、監査役の要請により、以下の措置を講じるほか、監査役補助人の業務が円滑に行われるよう監査環境の整備に協力するものとします。
 - イ. 監査役補助人が、監査役に同行し、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保すること。
 - ロ. 監査役補助人が、監査役に同行し、代表取締役、業務執行取締役や会計監査人との意見交換の場に参加すること。
- ⑦ 取締役および使用人ならびに子会社の役員および使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- a. 取締役および従業員は、次に定める事項を監査役および監査役会に報告するものとします。
 - イ. 会社に著しい影響を及ぼすおそれのある事項
 - ロ. 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
 - ハ. 重大な法令・定款違反
 - b. 子会社の取締役、監査役および従業員が、子会社に関する前項各号に定める事項を発見した場合は、当該子会社の取締役もしくは監査役を介して、または直接に、当社の担当部署に報告を行うものとし、当該報告を受けた者は、速やかに、当該事項を当社の監査役および監査役会に報告を行うこととします。なお、当社は、これらに係る必要な体制の整備を行うものとします。
 - c. 当社の取締役および従業員ならびに子会社の取締役、監査役および従業員は、法令および社内規程に定められた事項のほか、当社の監査役から報告を求められた事項について、速やかに当社の監査役および監査役会に報告するものとします。
 - d. 前三項に係る報告をした者が、当該報告を理由として、人事上その他一切の点で当社から不利益な取扱いを受けることがないようにするものとします。
 - e. 前項に伴い、監査役は、取締役または従業員から得た情報について、第三者に対する報告義務を負わないものとするとともに、監査役は、報告をした従業員の異動、人事評価および懲戒などに関して、取締役にその理由の開示を求めることができるものとします。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査の実効性を確保するため、取締役および従業員ならびに子会社の取締役、監査役および従業員は、当社の監査役がその職務を執行するために必要とする報告を求めたときは、その職務の執行に関する事項の説明を行うものとします。
 - b. 当社は、監査役会が要請した場合、当該要請に応じられない合理的な理由がある場合を除き、監査役の監査業務に適した監査役会室を設置するものとします。なお、監査役会室の設置に関する事項に関しては、あらかじめ監査役会の同意を得て、取締役会にて決定するものとします。
 - c. 当社は、監査役が要請した場合、監査役が代表取締役・業務執行取締役や会計監査人と意見交換をする場を設けるものとします。
 - d. 内部監査部門は、監査役と定期的に内部監査結果について協議および意見交換をするなどし、情報交換および緊密な連携を図るものとします。
 - e. 当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出した費用などの償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用などが監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じるものとします。
 - f. 当社は、社外監査役として、弁護士、公認会計士、税理士その他外部専門家を選任するよう努めるものとし、また、監査役会の合理的な要請により、会社の費用負担により、独自のアドバイザーとして、弁護士、公認会計士その他外部専門家の助言を受けることができるような体制を整えるものとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

- ① 取締役および使用人の職務執行について
 - a. 取締役会は、取締役4名、監査役3名で構成され、当事業年度においては15回開催されました。取締役会の構成に関しては、経営の迅速化と牽制機能の強化を目的として、代表取締役2名の体制を採っております。
 - b. 取締役および各事業部門の責任者で構成される経営会議を定期的（年4回以上）に開催し、経営会議においては各事業部門の責任者より重要な業務執行に関する事項について報告がなされ、取締役出席のもと慎重に議論がなされております。
 - c. 情報管理部門を設置し、情報管理部門において、情報管理に関するグループ従業員の意識向上を目的に、定期的な社員研修や各営業所の実査を行っております。
 - d. 「反社会的組織や暴力団に関する心得および行動基本方針」を定め、グループ全体として企業対象暴力に対する認識と対応フローを統一することを目的として、「企業対象暴力（反社会的団体）対応マニュアル」を作成し、社内ホームページなどに掲載し、社内での周知徹底を図っております。
- ② リスク管理体制について
定期的（月1回）に当社グループ会社の事業本部ごとの各営業責任者および持株会社である当社に統合された各管理部門の責任者によって構成されるリスクコミッティにおけるリスク情報の吸い上げなどにより、内部統制システムが有効に機能しているかどうかを確認するとともに、具体的な助言や勧告を行い、業務の改善や問題発生の未然の防止を図っております。
- ③ 内部監査の実施について
代表取締役社長直轄で内部監査室の機能を有する内部監査室およびCS・リスク管理部門を設置しており、内部監査室およびCS・リスク管理部門において、当社および当社グループ会社の業務活動全般に関し、リスクマネジメントの一環として、その妥当性や会社資源の活用状況、法令・社内規程の遵守状況について、定期的（年2回以上）に関係会社や各営業所に対して内部監査を実施するなど、多角的に内部監査を行っております。

④ 企業集団の業務の適正性の確保について

当社および当社子会社からなるグループ企業集団のガバナンスに関しては、事業会社である当社の各子会社の管理機能を持株親会社である当社内のグループ管理部門に集約し、事業部門と管理部門を切り離すことで牽制機能を強化しており、管理機能別には以下の施策を行っております。

- イ. 財務・経理・IR部門：各子会社の経営状況を管理・分析し、経営に反映するとともに、公正な開示を行い、透明性の確保を図っております。
- ロ. 法務・審査部門：各子会社業務のコンプライアンスを管理・監督し、また、取引与信枠の設定や潜在リスクの発見・回避など、経営リスクの管理を行っております。
- ハ. 人事・教育部門：グループ統一的な研修課程を実施することで、社員の資質向上に努め、また成果主義の原則に基づく評価・報酬体系を導入することで、グループ会社間の公平性を図っております。
- ニ. 総務・情報システム部門：グループのシステム管理を一元的に行い、情報セキュリティ強化に努めております。
- ホ. 内部監査室、CS・リスク管理部門：グループ従業員へ適正な行動規範を浸透させ、また、お客様など、社外からの指摘・ご意見を経営に反映し、従業員の資質向上および顧客満足度（CS）の向上を目指しております。
- ヘ. 内部統制部門：金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の整備および運用に係る体制確保の一環として、主に経理部門・業務管理部門の業務監査、内部統制評価を行っております。
- ト. 情報管理部門：情報管理に関するグループ従業員の意識向上を目的に、定期的に社員研修や各営業所の実査を行っております。

⑤ 監査役の職務の執行について

- a. 監査役会は、常勤監査役1名と社外監査役2名で構成され、客観性および中立性を確保し、経営監視機能を果たしております。
- b. 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長および他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換などの連携を図っております。
- c. 当社は、取締役会の開催前に議案およびその提案理由・経緯などの内容について、社外監査役に開示し、社外監査役から指摘を受けた事項については、予めに必要な検討・対応措置を講じたうえで、取締役会に上程することを原則としております。取締役会上程議案について社外監査役へ事前の諮問を行い、社外監査役からの指摘・監査などを事前に受けることで、監査役に対して取締役会議案に関する事前のチェック機能を付与し、監査役の機能強化および取締役会の運営の適法性・適正性・実効性を確保しております。
- d. 社外監査役および常勤監査役は、監査役会で決定された監査方針、監査計画に基づき、重要な会議への出席、当社グループの経営・業務全般への調査・ヒアリングなどを通じて、厳正な監査を行い、特に社外監査役による経営の監視機能が十分に発揮されたコーポレート・ガバナンス体制を確保しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当事業年度において該当事項はありません。

8. その他株式会社の状況に関する重要な事項

当事業年度において該当事項はありません。

~~~~~  
(注) 事業報告に記載の金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示事項の一部を省略しております。

#### (2) 連結の範囲に関する事項

##### 連結子会社の状況

##### ・連結子会社の数

195社

##### ・主要な連結子会社の名称

株式会社アイ・イーグループ

株式会社エフティグループ

株式会社メンバーズモバイル

株式会社プレミアムウォーターホールディングス

テレコムサービス株式会社

株式会社ジェイ・コミュニケーション

株式会社パイオン

株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング

株式会社ウェブクルー

##### ・重要な連結子会社の異動

新規 株式会社インタア・ホールディングス

その他35社

除外 INEST株式会社

株式会社センターモバイル

株式会社ライナック

その他21社

#### (3) 持分法適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した関連会社の状況

##### ・持分法適用関連会社数

124社

##### ・主要な会社等の名称

株式会社ベルパーク

株式会社エスケアアイ

株式会社ティーガイア

##### ・重要な持分法適用関連会社の異動

新規 株式会社ティーガイア

INEST株式会社

株式会社USEN

その他26社

除外 株式会社インタア・ホールディングス

グローバルパートナーズ株式会社

その他6社

##### ② 持分法適用手続きに関する特記事項

持分法適用関連会社のうち、事業年度が連結会計年度と異なる会社については、各社の事業年度に係る決算書又は仮決算に基づく決算書を使用しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 非デリバティブ金融資産の評価基準及び評価方法

非デリバティブ金融資産は、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」(以下「FVTPLの金融資産」)、  
「満期保有投資」、「貸付金及び債権」又は「売却可能金融資産」に分類しております。この分類は、金融資産の性質と目的に応じて、当初認識時に決定しております。

通常の方法による全ての金融資産の売買は、約定日に認識及び認識の中止を行っております。通常の方法による売買とは、市場における規則又は慣行により一般に認められている期間内での資産の引渡しを要求する契約による金融資産の購入又は売却をいいます。

##### イ. FVTPLの金融資産

金融資産は、売買目的保有であるか、又は純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定した場合に、「FVTPLの金融資産」に分類しております。

当初認識後、「FVTPLの金融資産」は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益、配当収益及び利息収益は純損益で認識しております。

##### ロ. 貸付金及び債権

支払額が固定されているか又は決定可能なデリバティブ以外の金融資産のうち、活発な市場での公表価格がないものは「貸付金及び債権」に分類しております。

当初認識後、貸付金及び債権は実効金利法による償却原価から減損損失を控除した金額で測定しております。実効金利法による利息収益は純損益で認識しております。

##### ハ. 売却可能金融資産

以下のいずれかに該当する場合には「売却可能金融資産」に分類しております。

- ・「売却可能金融資産」に指定した場合
- ・「FVTPLの金融資産」、「満期保有投資」及び「貸付金及び債権」のいずれにも分類しない場合

当初認識後、売却可能金融資産は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益は、その他の包括利益で認識しております。売却可能金融資産に分類された貨幣性金融資産から生じる為替差損益、売却可能金融資産に係る実効金利法による利息収益及び受取配当金は、純損益で認識しております。

##### 二. 金融資産の減損

「FVTPLの金融資産」以外の金融資産のうち、売却可能金融資産に分類された資本性金融商品は期末日ごとに、それ以外の資産は期末日に減損の客観的証拠の有無を判断しております。金融資産について、客観的証拠により当初認識後に損失事象の発生があり、かつ、その事象による金融資産の見積将来キャッシュ・フローへのマイナスの影響が合理的に予測できる場合に減損損失を認識しております。

貸付金及び債権又は満期保有投資に対する減損の客観的な証拠がある場合は、その資産の帳簿価額と見積将来キャッシュ・フローを当初の実効金利で割り引いた現在価値との差額を減損損失とし、純損益で認識しております。貸付金及び債権は貸倒引当金を用いて減損損失を認識し、その後債権が回収不能であると判断した場合には、貸倒引当金と相殺して帳簿価額を直接減額しております。

売却可能金融資産に減損の客観的な証拠がある場合は、それまで認識していたその他の包括利益累計額を純損益に振り替えております。売却可能金融資産に分類された資本性金融商品は、減損損失の戻入れは行っておりません。

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定しております。棚卸資産は、主に商品から構成され、原価は、購入原価ならびに現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他の全ての原価を含めております。原価は、主として総平均法を用いて算定しております。

正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積販売価格から、販売に要する見積費用を控除して算定しております。

③ 有形固定資産及び無形資産の評価基準、評価方法及び減価償却又は償却の方法

イ. 有形固定資産

有形固定資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で測定しております。取得原価には、当該資産の取得に直接付随する費用、解体・除去及び設置場所の原状回復費用の当初見積額を含めております。

減価償却費は、償却可能価額を各構成要素の見積耐用年数にわたって、主として定額法により算定しております。償却可能価額は、資産の取得価額から残存価額を差し引いて算出しております。土地及び建設仮勘定は減価償却を行っておりません。

主要な有形固定資産項目ごとの見積耐用年数は、以下のとおりです。

|           |       |
|-----------|-------|
| 建物及び構築物   | 2～50年 |
| 機械装置及び運搬具 | 2～17年 |
| 工具、器具及び備品 | 2～20年 |

資産の減価償却方法、耐用年数及び残存価額は各年度末に見直し、変更がある場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

ロ. 無形資産

無形資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で測定しております。

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

主要な無形資産項目ごとの見積耐用年数は、以下のとおりであります。

|        |    |
|--------|----|
| ソフトウェア | 5年 |
|--------|----|

資産の償却方法、耐用年数及び残存価額は各年度末に見直し、変更がある場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

④ のれんの会計処理

のれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した金額で測定しております。

のれんは償却を行わず、識別された資金生成単位に配分し、毎年又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入は行っておりません。

⑤ 引当金の計上基準

引当金は、当社グループが過去の事象の結果として、現在の法的債務又は推定的債務を負い、債務の決済を要求される可能性が高く、かつ、その債務の金額について信頼性のある見積りが可能な場合に認識しております。

引当金は、期末日における債務に関するリスクと不確実性を考慮に入れた見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値及びその負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いて測定しております。

当社グループは引当金として、資産除去債務を認識しております。

⑥ 収益の認識基準

当社グループにおける収益は、受領した、又は受領可能な対価の公正価値で測定しております。公正価値は、値引き、割戻し等を差し引いた後の金額であります。

イ. 物品の販売

物品の販売から生じた収益は、物品の所有に伴う重要なリスク及び経済価値が顧客に移転したこと、販売した物品に対して継続的な管理上の関与がないこと、その取引に関連する経済的便益が企業に流入する可能性が高く、その取引に関連して発生した原価と収益の額が信頼性をもって測定できることの要件が満たされた時点で行っており、通常は物品が顧客に引き渡された時点で収益を認識しております。

ロ. 役務の提供

役務の提供から生じた収益は、役務の提供の成果が信頼性をもって見積もることができる場合は、各報告期間の期末日における取引の進捗度に従って収益を認識しております。

ハ. 収益の総額表示と純額表示

当事者として関与している取引は総額を収益として表示し、代理人として関与している取引は収益にかかる原価を差し引いた純額のみを収益として表示しております。

二. 利息収益

利息収益は、実効金利法により認識しております。

ホ. 配当金

配当は、配当を受ける株主の権利が確定した時に収益を認識しております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、原則として税抜方式を採用しております。

ロ. 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

## 2. 連結財政状態計算書に関する注記

### (1) 担保に供している資産

|         |          |
|---------|----------|
| 定期預金    | 295百万円   |
| 建物及び構築物 | 2,119百万円 |
| 土地      | 3,865百万円 |
| 投資有価証券  | 66百万円    |
| 計       | 6,346百万円 |

### (上記に対する債務)

|          |          |
|----------|----------|
| 買掛金      | 1,121百万円 |
| 短期借入金    | 400百万円   |
| 未払金      | 72百万円    |
| 預り金      | 2百万円     |
| 一年内長期借入金 | 743百万円   |
| 長期借入金    | 403百万円   |
| 計        | 2,743百万円 |

上記の資産を金融機関からの資金調達、製品供給取引及び請負取引から生じる債務に対して担保提供しております。当該債務に係る根抵当権の限度額は6,026百万円であります。

### (2) 資産から直接控除した貸倒引当金

|              |           |
|--------------|-----------|
| 営業債権及びその他の債権 | 3,722百万円  |
| その他の金融資産     | 10,612百万円 |

### (3) 有形固定資産の減価償却累計額

16,987百万円

### (4) 財務制限条項等

連結子会社である株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティングの長期借入金のうち8,625百万円（1年内返済予定額を含む）には、下記のいずれかに抵触した場合、該当する融資契約上の債務について期限の利益を喪失する財務制限条項が付されております。

- ① 2015年3月期決算以降、同社の各連結会計年度末および第2四半期末における連結貸借対照表上の純資産の部の金額を6,600百万円および直前の連結会計年度末または第2四半期末における連結貸借対照表上の純資産の部の金額の75%のいずれか高い方の金額以上に維持すること。
- ② 2015年3月期決算以降、同社の各事業年度末および第2四半期末における個別貸借対照表上の純資産の部の金額を5,500百万円および直前の事業年度末または第2四半期末における個別貸借対照表上の純資産の部の金額の75%のいずれか高い方の金額以上に維持すること。
- ③ 2015年3月期決算以降の同社の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結損益計算書および個別損益計算書に示される営業損益が2期連続して損失とならないようにすること。

## 3. 連結損益計算書に関する注記

### その他の営業外損益

持分法適用に伴う再測定による利益6,730百万円を計上しております。

これは、議決権比率が上昇したことにより新たに持分法を適用した関連会社投資について、持分法適用時に当社グループが既に保有していた持分を、持分法適用日の公正価値で再測定したことによる利益であります。

#### 4. 連結持分変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度期末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|---------------|
| 普通株式  | 47,749,642株   | 一株           | 一株           | 47,749,642株   |

##### (2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度期末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|---------------|
| 普通株式  | 1,281,917株    | 434,674株     | 281,862株     | 1,434,729株    |

- (注) 1. 自己株式の数の増加は、2016年12月27日及び2017年3月1日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得及び単元未満株式の買取り等による増加であります。  
 2. 自己株式の数の減少は、当社と当社連結子会社との株式交換に伴う自己株式の処分、新株予約権の行使に伴う自己株式の処分及び単元未満株式の買増請求による売渡しによる減少であります。

##### (3) 剰余金の配当に関する事項

###### ① 配当金支払額等

2016年5月20日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 2,369百万円
- ・1株当たり配当金額 51円
- ・基準日 2016年3月31日
- ・効力発生日 2016年6月7日

2016年8月15日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 2,370百万円
- ・1株当たり配当金額 51円
- ・基準日 2016年6月30日
- ・効力発生日 2016年9月2日

2016年11月14日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 2,789百万円
- ・1株当たり配当金額 60円
- ・基準日 2016年9月30日
- ・効力発生日 2016年12月2日

2017年2月14日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 2,790百万円
- ・1株当たり配当金額 60円
- ・基準日 2016年12月31日
- ・効力発生日 2017年3月3日

###### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2017年5月19日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 3,195百万円
- ・1株当たり配当金額 69円
- ・基準日 2017年3月31日
- ・効力発生日 2017年6月9日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

|            | 2008年2月26日取締役会決議分 | 2008年6月25日取締役会決議分 |
|------------|-------------------|-------------------|
| 目的となる株式の種類 | 普通株式              | 普通株式              |
| 目的となる株式の数  | 10,800株           | 46,600株           |
| 新株予約権の残高   | 108個              | 466個              |

|            | 2008年6月25日取締役会決議分 | 2008年11月13日取締役会決議分 |
|------------|-------------------|--------------------|
| 目的となる株式の種類 | 普通株式              | 普通株式               |
| 目的となる株式の数  | 13,300株           | 3,600株             |
| 新株予約権の残高   | 133個              | 36個                |

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業投資計画等に照らして、必要な資金を主に銀行借入や社債発行により調達しております。また、余剰資金に関しては安全性の高い金融資産で運用しております。

#### ② 金融商品に係るリスク管理体制

##### ・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程に従い、営業債権及び貸付金について、各事業部門における営業管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業等）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

##### ・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

### (2) 金融商品の公正価値等に関する事項

金融商品の帳簿価額および公正価値は以下の通りであります。帳簿価額が公正価値と合理的に近似している金融商品は下記には含めておりません。また、経常的に公正価値で測定する金融商品についても、公正価値は帳簿価額と一致することから下記には含めておりません。

|                | 帳簿価額   | 公正価値   |
|----------------|--------|--------|
|                | 百万円    | 百万円    |
| 金融資産           |        |        |
| 営業債権及びその他の債権   |        |        |
| リース債権及びリース投資資産 | 8,561  | 8,606  |
| その他の金融資産       |        |        |
| 貸付金            | 5,695  | 5,697  |
| 金融負債           |        |        |
| 有利子負債          |        |        |
| 借入金            | 57,722 | 57,746 |
| 社債             | 90,311 | 90,311 |

※ 貸付金、借入金及び社債は、1年内回収（返済及び償還）予定の残高を含んでおります。

#### (注) 公正価値の測定方法

##### リース債権及びリース投資資産、貸付金

リース債権及びリース投資資産、貸付金については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引く方法により算定しております。

##### 借入金

借入金については、元利金の合計を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引く方法により算定しております。

##### 社債

社債については、元利金の合計額を、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引く方法により算定しております。

**6. 1株当たり情報に関する注記**

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| (1) 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 3,896円35銭 |
| (2) 基本的1株当たり当期利益    | 840円12銭   |

**7. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

(注) 連結計算書類に記載の金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券  
償却原価法（定額法）
- ② 子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法
- ③ その他有価証券
  - ・時価のあるもの  
事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理しております。また、売却原価は移動平均法により計算しております。）
  - ・時価のないもの  
移動平均法による原価法
  - ・投資事業有限責任組合等への出資  
入手可能な直近の決算書に基づき、組合等の損益及びその他有価証券の評価差額のうち当社の持分相当額を投資事業組合運用損益及びその他有価証券評価差額金として投資有価証券に加減する方法によっております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）  
定額法を採用しております。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ③ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金  
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金  
従業員に対して支給する賞与の支出に備え、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金  
役員の退職による退職慰労金の支出に備え、役員退職慰労金規程による期末要支給額を計上しております。

#### (4) 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

#### (5) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

#### (6) 会計方針の変更

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

（有形固定資産の減価償却方法の変更）

有形固定資産の減価償却の方法については、従来、主として定率法を採用していましたが、当事業年度より定額法に変更しております。

これは、当事業年度において、今後の収益構造及び有形固定資産の使用状況を再検討した結果、使用可能期間にわたる均等償却により費用配分を行うことが、当社の経済的実態をより適切に反映できると判断したためであります。

この変更による影響は軽微であります。

#### (7) 表示方法の変更

（損益計算書）

前事業年度まで営業外費用の「その他の営業外費用」に含めておりました「支払手数料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。なお、前事業年度の「支払手数料」は359百万円であります。

(8) 追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 2016年3月28日)を当事業年度から適用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産

|   |   |          |
|---|---|----------|
| 建 | 物 | 1,298百万円 |
| 土 | 地 | 3,164百万円 |
| 計 |   | 4,463百万円 |

上記に対応する債務

上記資産を連結子会社の製品供給取引及び請負取引等から生じる債務(当事業年度末残高682百万円)に対して担保提供しております。なお、建物及び土地の担保提供に係る根抵当権の極度額は3,676百万円であります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,258百万円

(3) 偶発債務

以下の関係会社について、仕入等債務保証及び銀行借入保証を行っております。

|         |                    |           |
|---------|--------------------|-----------|
| 仕入等債務保証 | テレコムサービス株式会社       | 20,077百万円 |
|         | 株式会社ジェイ・コミュニケーション  | 5,666百万円  |
|         | 株式会社メンバーズモバイル      | 4,344百万円  |
|         | プレミアムウォーター株式会社     | 3,741百万円  |
|         | 株式会社アイ・イーグループ      | 2,636百万円  |
|         | 株式会社EPARK          | 1,913百万円  |
|         | 株式会社NAC            | 1,870百万円  |
|         | 株式会社ネットワークコンサルティング | 1,867百万円  |
|         | 株式会社Hi-Bit         | 1,223百万円  |
|         | その他                | 3,207百万円  |
| 計       |                    | 46,549百万円 |

|        |                        |          |
|--------|------------------------|----------|
| 銀行借入保証 | 株式会社プレミアムウォーターホールディングス | 1,966百万円 |
|        | 株式会社メンバーズモバイル          | 1,575百万円 |
|        | 株式会社アイ・イーグループ          | 1,090百万円 |
|        | 株式会社ジェイ・コミュニケーション      | 999百万円   |
|        | その他                    | 1,551百万円 |
| 計      |                        | 7,183百万円 |

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務

|          |           |
|----------|-----------|
| ① 短期金銭債権 | 18,568百万円 |
| ② 長期金銭債権 | 129百万円    |
| ③ 短期金銭債務 | 1,609百万円  |
| ④ 長期金銭債務 | 695百万円    |

(注) 上記金額には、独立掲記したものは含まれておりません。

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|              |           |
|--------------|-----------|
| ① 売上高        | 14,542百万円 |
| ② 仕入高        | 1,160百万円  |
| ③ その他の営業取引高  | 441百万円    |
| ④ 営業取引以外の取引高 | 15,357百万円 |

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度期末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|-------------|
| 普通株式  | 1,281,917株  | 434,674株   | 281,862株   | 1,434,729株  |

- (注) 1. 自己株式の数の増加は、2016年12月27日及び2017年3月1日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得及び単元未満株式の買取り等による増加であります。  
 2. 自己株式の数の減少は、当社と当社連結子会社との株式交換に伴う自己株式の処分、新株予約権の行使に伴う自己株式の処分及び単元未満株式の買増請求による売渡しによる減少であります。

#### 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|                |          |
|----------------|----------|
| 貸倒引当金損金算入限度超過額 | 8,756百万円 |
| 投資有価証券評価損否認    | 1,627    |
| 関係会社株式評価損否認    | 8,426    |
| 未払事業税否認        | 48       |
| 貸倒損失否認         | 1,627    |
| 連結法人間譲渡損繰延     | 113      |
| その他            | 393      |
| 繰延税金資産小計       | 20,993   |
| 評価性引当額         | △20,658  |
| 繰延税金資産合計       | 335      |

繰延税金負債

|              |        |
|--------------|--------|
| 特別償却準備金      | 169    |
| 連結法人間譲渡益繰延   | 309    |
| その他有価証券評価差額金 | 9,902  |
| 繰延税金負債合計     | 10,382 |
| 繰延税金負債の純額    | 10,046 |

#### 6. 関連当事者との取引に関する注記

##### ① 役員及びその近親者等

| 種類                          | 会社等の名称   | 資本金または出資金(百万円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容   | 取引金額(百万円) | 科目   | 期末残高(百万円) |
|-----------------------------|----------|----------------|-----------|-------------------|-----------|---------|-----------|------|-----------|
| 役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等 | ひかり法律事務所 | -              | 法律事務所     | -                 | 法律顧問      | 法律事務の委任 | 24        | -    | -         |
|                             |          |                |           |                   |           | 事務所の賃貸  | 1         | 未収入金 | 0         |

- (注) 1. ひかり法律事務所は役員である重田康光の近親者が代表を務める法律事務所であります。  
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
 イ. 法律事務の委任については旧弁護士報酬規定等を参考にして取引条件を決定しております。  
 ロ. 事務所の賃貸料は近隣の取引実勢に基づいて決定しております。

##### ② 重要な子会社の役員及び近親者

該当事項はありません。

③ 子会社及び関連会社等

| 属性  | 会社等の名称                         | 所在地    | 資本金<br>または<br>出資金<br>(百万円) | 事業の内容                                            | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関連当事者<br>との関係                  | 取引の内容                               | 取引金額<br>(百万円) | 科目            | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|--------------------------------|--------|----------------------------|--------------------------------------------------|-------------------------------|--------------------------------|-------------------------------------|---------------|---------------|---------------|
| 子会社 | テレコムサービス株式会社                   | 東京都豊島区 | 500                        | 携帯電話の<br>販売等                                     | 間接81.25                       | 債務保証<br>資金の借入<br>役員の兼任         | 債務保証<br>(注3)                        | 20,477        | -             | -             |
|     |                                |        |                            |                                                  |                               |                                | 保証料の受取                              | 200           | 未収入金          | 33            |
|     |                                |        |                            |                                                  |                               |                                | 資金の借入<br>(注1)(注2)                   | 18            | 関係会社<br>短期借入金 | 9,950         |
| 子会社 | 株式会社インフォサービス                   | 東京都豊島区 | 90                         | 携帯電話の<br>販売等                                     | 直接100                         | 資金の援助                          | 資金の貸付<br>(注1)(注2)                   | 1,911         | 関係会社<br>長期貸付金 | 9,340         |
| 子会社 | 株式会社ビジネスパートナー                  | 東京都新宿区 | 223                        | OA機器の<br>販売等                                     | 直接99.99<br>間接0.01             | 資金の援助                          | 資金の貸付<br>(注1)(注2)                   | 3,114         | 関係会社<br>短期貸付金 | 32,258        |
| 子会社 | 株式会社アイ・イーグループ                  | 東京都豊島区 | 101                        | OA機器の<br>販売等                                     | 直接100                         | 債務保証<br>資金の借入                  | 債務保証<br>(注3)                        | 3,727         | -             | -             |
|     |                                |        |                            |                                                  |                               |                                | 保証料の受取                              | 41            | 未収入金          | 9             |
|     |                                |        |                            |                                                  |                               |                                | 資金の返済<br>(注1)(注2)                   | 2,404         | 関係会社<br>短期借入金 | 11,201        |
| 子会社 | 株式会社メンバーズモバイル                  | 東京都豊島区 | 250                        | 法人向け携帯<br>電話の販売等                                 | 間接100                         | 債務保証<br>資金の借入<br>ロイヤリティ<br>の受取 | 債務保証<br>(注3)                        | 5,919         | -             | -             |
|     |                                |        |                            |                                                  |                               |                                | 保証料の受取                              | 35            | 未収入金          | 7             |
|     |                                |        |                            |                                                  |                               |                                | 資金の借入<br>(注1)(注2)                   | 3,595         | 関係会社<br>短期借入金 | 7,158         |
|     |                                |        |                            |                                                  |                               |                                | ロイヤリティ<br>の受取<br>(注4)               | 4,667         | 未収入金          | 1,066         |
| 子会社 | 株式会社ハローコミュニケーションズ              | 東京都豊島区 | 101                        | 通信回線サ<br>ービスの販売等                                 | 直接100                         | 資金の借入<br>役員の兼任                 | 資金の借入<br>(注1)(注2)                   | 2,708         | 関係会社<br>短期借入金 | 6,135         |
| 子会社 | 株式会社Hi-Bit                     | 東京都豊島区 | 90                         | 通信回線サ<br>ービスの販売等                                 | 間接100                         | 資金の援助                          | 資金の回収<br>(注1)(注2)                   | 5,693         | 関係会社<br>短期貸付金 | 3,388         |
| 子会社 | 株式会社ブロードビーク                    | 東京都豊島区 | 90                         | OA機器の<br>販売等                                     | 直接100                         | 資金の援助                          | 資金の貸付<br>(注1)(注2)                   | 1,070         | 関係会社<br>長期貸付金 | 8,774         |
| 子会社 | 株式会社オリエンタル・エージェンシー             | 東京都豊島区 | 90                         | 通信回線サ<br>ービスの販売等                                 | 直接0.29<br>間接98.89             | 資金の援助                          | 資金の貸付<br>(注1)(注2)                   | 11            | 関係会社<br>長期貸付金 | 5,354         |
| 子会社 | 株式会社マーケティングエー                  | 東京都豊島区 | 30                         | 通信回線サ<br>ービスの販売等                                 | 間接100                         | 資金の援助                          | 資金の回収<br>(注1)(注2)                   | 451           | 関係会社<br>長期貸付金 | 7,064         |
| 子会社 | 株式会社ブロード・トゥ・フューチャー             | 東京都豊島区 | 25                         | 通信回線サ<br>ービスの販売等                                 | 間接100                         | 資金の援助                          | 資金の貸付<br>(注1)(注2)                   | 303           | 関係会社<br>長期貸付金 | 3,993         |
| 子会社 | 株式会社EPARK                      | 東京都豊島区 | 90                         | メディア広告、<br>ソリューション<br>事業                         | 直接99.95<br>間接0.02             | 資金の援助                          | 資金の貸付<br>(注1)(注2)                   | 3,816         | 関係会社<br>短期貸付金 | 6,414         |
| 子会社 | ライフティ株式会社                      | 東京都新宿区 | 150                        | コンサルティ<br>ング業務                                   | 間接100                         | 資金の援助                          | 資金の貸付<br>(注1)(注2)                   | 5,755         | 関係会社<br>短期貸付金 | 9,727         |
| 子会社 | 株式会社ネットワ<br>ークコンサルティ<br>ング     | 東京都豊島区 | 110                        | 通信回線サ<br>ービスの販売等                                 | 間接100                         | ロイヤリティ<br>の受取                  | ロイヤリティ<br>の受取<br>(注4)               | 4,990         | 未収入金          | 1,423         |
| 子会社 | 株式会社<br>アイフラッグ                 | 東京都港区  | 100                        | ホームページ<br>ソリューション、<br>システム・メ<br>ディアソリュー<br>ション事業 | 直接5.00<br>間接95.00             | 資金の援助                          | 資金の貸付<br>(注1)(注2)                   | 3,200         | 関係会社<br>短期貸付金 | 9,100         |
| 子会社 | 株式会社ジェイ・<br>コミュニケーション<br>ズ     | 東京都豊島区 | 90                         | 携帯電話の<br>販売等                                     | 直接100                         | 債務保証                           | 債務保証<br>(注3)                        | 6,666         | -             | -             |
|     |                                |        |                            |                                                  |                               |                                | 保証料の受取                              | 56            | 未収入金          | 12            |
| 子会社 | プレミアムモバイル株式会社                  | 東京都豊島区 | 100                        | 通信回線サ<br>ービスの販売等                                 | 間接100                         | 資金の援助                          | 資金の貸付<br>(注1)(注2)                   | 4,160         | 関係会社<br>長期貸付金 | 4,931         |
| 子会社 | スマートモバイル<br>コミュニケーション<br>ズ株式会社 | 東京都豊島区 | 10                         | 通信回線サ<br>ービスの販売等                                 | 間接100                         | 資金の援助                          | 資金の貸付<br>(注1)(注2)                   | 3,276         | 関係会社<br>長期貸付金 | 5,672         |
| 子会社 | 株式会社総合生活<br>サービス               | 東京都豊島区 | 100                        | 通信回線サ<br>ービスの販売等                                 | 直接100                         | 資金の援助                          | 資金の貸付<br>(注1)(注2)                   | 1,596         | 関係会社<br>長期貸付金 | 3,657         |
| 子会社 | 業務部株式会社                        | 東京都豊島区 | 90                         | 管理業務の受<br>託代行                                    | 直接51.00<br>間接49.00            | 業務の委託                          | 業務の委託<br>(注5)                       | 1,097         | 買掛金           | 27            |
| 子会社 | 株式会社パイオン                       | 大阪府大阪市 | 1,261                      | 携帯電話の<br>販売等                                     | 直接100                         | 子会社株式の<br>売却                   | 子会社株式の<br>売却<br>売却代金<br>売却損<br>(注7) | 4,084<br>43   | -             | -             |
| 子会社 | プレミアムウォ<br>ーター株式会社             | 東京都渋谷区 | 100                        | 飲料水の製造<br>及び販売                                   | 間接100                         | 債務保証                           | 債務保証<br>(注3)                        | 3,741         | -             | -             |

- (注1)資金の貸付及び資金の借入の取引金額は当事業年度中における純増減額を記載しております。  
(注2)資金の貸付及び資金の借入は当社の規定に基づき、市場金利等を勘定し協議の上決定しております。  
(注3)当社は連結子会社の銀行借入及び取引から生じる債務に対して債務保証を行っており、保証料は協議の上合理的に決定しております。  
(注4)ロイヤリティの受取は当社の規定に基づき、協議の上合理的に決定しております。  
(注5)業務委託手数料の取引金額は一般取引と同様、市場価格に基づき交渉の上決定しております。  
(注6)連結子会社への関係会社長期貸付金に対し、合計26,749百万円の貸倒引当金を計上しております。  
また、当事業年度において合計3,856百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。  
(注7)子会社株式の売却価格は、2019年2月23日の終値に基づき交渉の上決定しております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 2,982円53銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 418円02銭   |

## 8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

以上

(注) 計算書類に記載の金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。